

社会保険料の免除が受けられなかった実例

<前提> 出産予定日後に出産したケース

- ・ 出産予定日 平成 27 年 2 月 9 日
- ・ 本来の産前休業(多胎でない場合)
平成 26 年 12 月 30 日から平成 27 年 2 月 9 日(42 日間)
- ・ 出産日 平成 27 年 2 月 16 日
- ・ 産後休業
平成 27 年 2 月 17 日から平成 27 年 4 月 13 日まで(56 日間)
- ・ 育児休業開始日 平成 27 年 4 月 14 日

※ なお、出産予定日後に出産したケースですので、産前産後休業期間は平成 26 年 12 月 30 日から平成 27 年 4 月 13 日までの 105 日間となります。

<平成 26 年 12 月における年次有給休暇の取得状況及び本件の顛末について>

- ・ 平成 26 年 12 月 27 日から 31 日まで

本来であれば、平成 26 年 12 月 30 日から産前休業を開始すれば、平成 27 年 1 月支給の給与(平成 26 年 12 月分の社会保険料はその翌月の給与から控除されるから)と平成 26 年 12 月に支給された賞与から、それぞれ健康保険料と厚生年金保険料が控除されることなく免除されていたところ、敢えて、平成 27 年 1 月 1 日を産前休業の開始日としたことで、当該免除は受けられなかったものです。当該被保険者と事務担当者との間でどのような話し合いがなされたのかは判然としませんが、事務担当者から、平成 26 年 12 月 30 日と 31 日も有給扱いにするので、平成 27 年 1 月 1 日を産前休業の開始日にしようとの説明があった結果かもしれません。その結果、給与分と賞与分の社会保険料はそれぞれから控除されてしまい、手取りがその分減少したわけです。通常は賞与分の社会保険料の額は大きく、給与分も合わせて、被保険者にとっては納めなくてもいい社会保険料の負担を強いられた形になったのではないのでしょうか？

[日本年金機構のホームページにも、「産前産後休業期間中における給与が有給・無給であるかは問いません」の解説があります。](#) ですから、平成 26 年 12 月 30 日と 31 日も有給扱いにした上で、平成 26 年 12 月 30 日を産前休業の開始日にするべきではなかったかと考えます。ただし、健康保険法の「出産手当金」については、産前休業の開始日如何にかかわらず、両日を有給扱いにすることから、両日分については支給されません。

以上です。ご参考まで・・・